**農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借契約の合意解約の通知に**

**必要な書類**

１　農地法第18条第６項の規定による通知書

２　合意解約書の写し

３　通知する農地すべての登記事項証明書（３か月以内のもの）

４　賃貸借契約書、賃借料の領収書又は現況の賃貸借関係を証する土地所有者の申述　書

５　代理人による通知の場合は委任状

・　土地の所有権又は土地を借りる権利が共有の場合

６　共有者全員の連名による申請又は代表者の申請で他の全員の同意書

※　合意解約書も同様であること。

７　登記事項証明書の所有者の住所と通知書に記載の貸人の住所が違う場合は住民票の写し、戸籍の附票等のその経緯を証する書類

８　書類に記載した者の住所が周南市内でない場合は、その住民票の写し、免許証の写しなどその者の住所を証する書類

※　次の賃貸借関係を被相続人から承継した場合の借人以外の相続人の同意書に記載された者の住所が周南市内でない場合も同様

・　賃借権を被相続人から承継した場合（農地の貸人の場合は、土地の相続登記がされていない場合に限る。）

９　相続関係図

10　法定相続人全員の戸籍謄本、戸籍抄本、原戸籍謄本、除籍謄本など

11　貸人又は借人の遺産分割協議書（法定相続人がほかにいる場合に限る。）

12　11の遺産分割協議書がない場合で、かつ、ほかに法定相続人がいる場合は、法定相続人全員の連名による申請又は代表者による申請でほかの全員による同意書

・　借人が11及び12の書類がない場合

13　借人の民法第163条の規定による賃借権の時効取得（占有開始時に善意、無過失無過失10年、20年）の援用に係る申述書

・　借人が11から13までの書類がない場合

14　借人がいつから農地を耕作していたかと農地の合意解約に係る利害関係者に対しては、借人が責任をもって対応する旨の申述書（13と同じ記載内容）

**合意解約書**

　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　（以下「乙」という。）は、甲乙間で締結した　　　年　　月　　日付けの農地の賃貸借契約について、解約し、当該農地は、甲が現状を確認した上で、　　年　　月　　日（※１）に乙から甲に引き渡すことに合意した。

以上の本合意の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙署名押印の上、各１通を保有する。

　　　　年　　月　　日（※２）

1. 住所

氏名

1. 住所

氏名

注　※１の日が、※２の日から６か月以内でない場合は、原則として、農地法（昭和27年法律第229号）第18条第1項の許可が必要です。

土地所有者の貸借関係申述書

　私が所有する周南市大字　　字　　　　　　　番地の農地は、　年頃から現在まで、　　　　　　さんが耕作し、耕作料（賃貸借料）を支払っていました。

　　　年　月　　日

（宛先）周南市農業委員会会長

住所

氏名

借人の申述書

私は、下記の農地について、　　　　　年頃に　　　　　　から承継し、現在まで、自ら耕作し、耕作料を支払ってきました。当該農地を賃借する権利は既に私が保有していることを申し上げます。

また、私がこの土地の耕作及び耕作料の支払いを承継したことに関する相続人その他の利害関係者には、私が責任をもって対応します。

記

農地の所在

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 大字 | 字 | 地番 | 地籍(㎡) | 地目 | 備考 |
| 台帳 | 現況 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

　　　　　　年　月　　日

（宛先）周南市農業委員会会長

住所

氏名